

北秋田市行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 北秋田市行財政改革大綱の策定及び推進にあたり、広く市民の意見を反映させるため、北秋田市行財政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、北秋田市の行財政改革大綱及び実施計画の策定に関し、提言を行うものとする。

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 行政や経営について優れた識見を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を各1人置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を運営し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が推進委員会に諮り別に定める。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日告示第 46 号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則
この告示は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 12 日告示第 129 号）
この告示は、公布の日から施行する。